

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①時価のないものについては、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価方法

①商品については、移動平均法による原価法を採用しております。

②仕掛品については、移動平均法（一部個別法）による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①退職給与引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資金の見込額に基づき計上しております。

②貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案して計上しております。

③賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、賞与支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

①商品及び製品等の販売に係る収益

商品等の販売は主に、環境・ライフライン事業における塩化ビニル管等の販売、高機能プラスチック事業のテープ、接着剤等の販売である。これらの商品等の販売は、引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行业務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

なお、出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合に

は、出荷時点において収益を認識している。

また、環境・ライフライン事業における設備の販売、据付や検収を受けるのに相当期間を要するものは、検収時点において顧客が当該設備等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。

②工事契約に係る収益

工事契約は主に、住宅事業における雨樋、床材等の請負契約、工事を行う義務である。これらの工事契約は、当社の義務の履行により資産が創出されるに従い、顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約による工事の進捗に応じて充足される為、工事の進捗度に応じて収益を計上している。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積の方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

（６）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

（７）グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用している。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っている。また、実務対応報告第42号の適応に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしている。

以上